



# WIPO-シンガポール ASEAN調停プログラム



シンガポール政府とWIPOの協力の一環として新たに提供されるASEAN調停プログラム (ASEAN Mediation Programme、AMP) を利用することで、ASEAN諸国の紛争当事者は、WIPO仲裁調停センターのシンガポール事務所が管理する調停について、資金援助を受けることが可能です。

## 資金援助

案件 (事件) の種類	資金供与額	管理手数料
ASEAN加盟国の個人または法人である当事者が関与する、知財/技術に関する紛争または交渉 (裁判所、官庁、仲裁機関におけるものを含む)	最大8,000シンガポールドル (SGD)	免除

(\* AMPが提供する最大8,000シンガポールドルの資金援助には、調停に関するすべての費用 (関連する請求書の提出を条件とする) が含まれ、別段の合意がない限り、紛争当事者間で均等に分配されます。

## 条件



当事者による資金援助の申請受付期間は、2024年12月31日までです。<sup>1</sup>



少なくとも一方の当事者がASEAN加盟国の国民または法人でなければなりません。



調停人はシンガポールを拠点としていなければなりません。<sup>2</sup>



両当事者の名前が公表されることに同意する必要があります (和解条件の詳細等は公表されません)。

当事者は調停に関するフィードバックを提供するよう求められます。

1. またはAMPの資金が全額引き出されるまでのいずれか早い時点で受付は終了します。当事者は、同じ紛争または実質的に同じ紛争に関する費用を、AMPとRevised Enhanced Mediation Promotion Scheme (改正強化調停促進スキーム、REMPS) の両方に請求することはできません。

2. シンガポール知的財産庁 (IPOS) により「Young IP Mediator (若手知財調停人)」イニシアティブで任命された調停人がシャドー・メディエーターとして調停を傍聴します。

## 1. AMPに基づく資金援助の申請に期限はありますか？

AMPに基づく資金援助を申請するには、2024年12月31日までに、WIPO調停の申立てとAMPに基づく資金援助の申請をWIPOセンターに対して行う必要があります。AMPに基づく資金援助の受付は、2024年12月31日またはAMPの資金が全額引き出されるまでのいずれか早い時点で終了します。

## 2. 調停の場所は決められていますか？

シンガポールを拠点とする調停人が任命されている限り、調停はオンラインまたは対面で、どの場所においても実施可能です。

## 3. 調停成立が成功しないと資金援助が支払われませんか？

いいえ、当事者は調停に参加している限り、調停の結果にかかわらず、AMPに基づく資金援助を申請できます。

## 4. AMPに基づく資金援助の申請方法は？

WIPO調停の申立てについて詳しくは、「arbiter.mail@wipo.int」までお問い合わせいただくか、WIPOセンターのウェブサイト (<https://www.wipo.int/amc/en/mediation/filing/index.html>) をご覧ください。

## 5. AMPに基づく資金援助はどのようにして支払われますか？

各調停事件につき、当事者には最大8,000シンガポールドル (SGD) の費用が払い戻されます。別段の合意がない限り、払戻金は紛争当事者間で均等に分配されるため、各当事者は最大4,000シンガポールドルの払戻しを受けることが可能です。払戻しの対象は、調停関連の費用に限定されます。払戻しはまた、当事者がAMPの条件を遵守し、調停関連の費用に関する適切な請求書を提出することを条件として実行されます。

## 6. AMPに基づく資金援助の対象は紛争に限定されますか？

いいえ、取引調停においても利用可能です。

「取引調停 (deal mediation)」とは、契約交渉の当事者を調停人が支援するものです。例えば継続的な特許ライセンス契約の交渉においてこのような調停の実施が有用な場合があります。

**ASEAN調停プログラム (AMP) に関するお問い合わせについては、  
「arbiter.mail@wipo.int」までご連絡ください。**